

知的所有権ニュース (2016年1月)

〒392-0015

長野県諏訪市中洲1602-3

三枝特許事務所

TEL:0266-53-4197

FAX:0266-58-8602

E-mail: [spo@coral.ocn.ne.jp](mailto:spo@coral.ocn.ne.jp)

新年明けましておめでとうございます。昨年生じた中国景気の減速や原油価格の低下などによって本年は新しい事業環境による新たな状況が到来することが考えられます。新規の技術展開の必要性や知的財産の重要性はますます高まることでしょう。

知的財産権の分野では、昨年、平成27年特許法改正、プロダクトバイプロセスクレームに関する最高裁判決、特許審査基準及び特許審査ハンドブックの大幅な改訂、特許権の延長登録に関する最高裁判決など、数多くの話題がありました。本年も、平成27年改正特許法の施行を始めとして、意匠審査基準の改訂、商標審査基準の改訂など、数多くの内容の刷新が予定されています。

さて、今回も知的所有権ニュースをお届けします。最近の特許関連のニュースや連絡事項などを記載しました。なお、業務内容に関する細かなご質問につきましては電子メールやファクシミリにてお受けしております。本年もよろしくお願い申し上げます。 三枝

## 1. 特許権の存続期間の延長登録について

特許権の存続期間の延長登録出願に関する最高裁判決（平成26年（行ヒ）第356号）が平成27年11月17日に言い渡され、特許庁の上告が棄却されました。これを受けて、延長登録出願に関する審査基準及び審査について、特許庁は11月18日に以下のような取扱いを発表しました。

- ・「特許・実用新案審査基準 第IX部 特許権の存続期間の延長」の改訂を行い、改訂審査基準は平成28年春頃を目処に公表する。
- ・先行医薬品類又は先行農薬についての処分が存在する延長登録出願の審査の着手は、原則として、上記の改訂審査基準の公表まで中止する。

## 2. 拒絶理由通知の応答期間の運用変更について

来る平成28年4月より、特許出願又は商標登録出願における拒絶理由通知の応答期間の延長に関する運用が変更されることとなりました。運用変更の概略は以下の通りです。

### (1) 特許出願について

1通の期間延長請求で2か月の延長が認められることとなります。また、出願人が国内居住者の場合には最大2か月の延長が、在外者の場合には最大3か月の延長が、それぞれ合理的理由の記載なしで認められることとなります。また、応答期間経過後に行う期間延長請求についても、応答期間経過後2か月以内であれば認められることとなり、2か月の期間延長がなされることとなります。なお、この期間経過後の延長請求は、期間内に応答が有った場合や期間内の延長請求が認められた場合には、行うことができません。

### (2) 商標登録出願について

今まで認められていなかった出願人が国内居住者である場合にも期間の延長が認められることとなります。出願人が国内居住者である場合及び在外者である場合のいずれも、1通の請求で1か月の応答期間の延長が認められます。請求のための合理的な理由は不要です。また、応答期間経過後に行う期間延長請求については、応答期間経過後2か月以内であれば認められ、2か月の期間延長がなされる

こととなります。なお、この期間経過後の期間延長請求は、期間経過前に応答や期間延長請求があった場合でも認められます。

### 3. 意匠の審査基準の改訂について

平成28年4月1日から用いられる意匠審査基準の改訂が予定されています。

改訂の要点は以下の通りです。なお、この改訂内容は、現在、パブリックコメント手続に係属しています。

- (1) 現在は、製品に当初から組み込まれた画像（物品に予め記録された画像）のみが意匠登録の対象ですが、今回、事後的に追加される画像についても保護対象とします。ただし、物品性との関係で(2)に示す制約についてはそのままです。
- (2) スマホ、タブレット、パソコン等のコンピュータについては、個々のアプリによって機能が追加されるものと考え、追加機能付き電子計算機についての表示画像や操作画像の意匠登録が今回初めて認められることとなります。ただし、上記(1)の取り扱いにより、依然として、外部からの信号により表示される画像（例えば、テレビ放送により表示される画像、クラウドコンピューティング等により表示される画像）、USBメモリなどを装着したことにより表示される画像などについては登録の対象となりません。
- (3) 創作非容易性について明確化を図るため、画像に関してよく見られる改変とありふれた手法についての考え方や例示を追加し、意匠登録の対象とならないものについて具体的に説明します。
- (4) 上記意匠審査基準の改訂の方向性を踏まえた実施行為や侵害行為についての考え方についても参考資料として公表されました。

#### 【連絡事項】

##### ・長野県発明協会による無料相談事業

相談日（弊所担当）は以下の通りです。時間は午後1時～4時です。なお、相談には予約が必要です。（予約連絡先：各相談会の会場又は発明協会長野県支部026-228-5559）

弊所担当の相談日は以下の通りです。

平成28年 3月 9日（水）：伊那商工会議所（予約のある場合のみ）

##### ・諏訪圏特許事務所連合会による発明相談

時間はいずれも午後1時～4時です。できるだけ事前の予約をお願いします。

諏訪商工会議所：偶数月の第3木曜日：予約連絡先：0266-52-2155

茅野商工会議所：奇数月の第2水曜日：予約連絡先：0266-72-2800（予約がある日のみ）

テクノプラザおかや：毎月第3火曜日：予約連絡先：0266-21-7000

下諏訪商工会議所（ものづくり支援センターしもすわ）

：偶数月の第1水曜日：予約連絡先：0266-27-8533

弊所担当の相談日は以下の通りです。

平成27年 1月19日（火）：テクノプラザおかや

##### ・弊所における相談、顧問契約について

弊所では、上記日時以外でも相談に応じております。ただし、事前にお電話等での予約をお願いします。初回の相談は無料ですので、お気軽にご連絡ください。

弊所では企業様との間で顧問契約を締結しています。契約コースは2万円/月、5万円/月の2種類あります。企業訪問、無料相談などを通じて、通常の業務のみでは得られない発明の発掘、詳細な指導、相談対応等の支援を行います。

弊所では特許侵害等のコンサルタント業務も行っています。ご相談ください。